

平成 27 年 9 月 4 日
消 防 庁 予 防 課

「住宅部分が存する防火対象物におけるスプリンクラー設備の技術上の基準の特例の適用について」
(平成 27 年 9 月 4 日付け消防予第 349 号) に示した特例基準の考え方について

【特例基準】

1 主要構造部が、準耐火構造であること。

(解説)

建物の主要構造部が一定の耐火性能を有していなければ、スプリンクラー設備が設置されていない住宅部分で火災が発生した場合、短時間で有床診療所等の部分まで火災が延焼拡大することとなり、有床診療所等の部分に設置されているスプリンクラー設備が作動した時点では、既に火勢が相当大きくなっており、また、建物の外側にまで炎が回っている可能性があることから、スプリンクラー設備の消火効果が期待できない場合がある。(主要構造部とは…壁、柱、床、はり、屋根又は階段(建築基準法第 2 条第 5 号))

2 防火対象物全体に、消火器及び自動火災報知設備が令第 10 条及び第 21 条の技術上の基準に従い設置されていること。また、住宅部分の居室(押入れ等の収納設備を除く。)に、消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号)第 23 条第 4 項第 1 号ニに掲げる場所を除き、煙感知器が設置されていること。

(解説)

住宅部分及び有床診療所等の部分のいずれの部分から火災が発生しても、建物全体に自動火災報知設備を鳴動させることにより、居住者や入院患者等が火災の発生を早期に覚知し、消火器等による初期消火を行うことが可能となる。

特に、住宅部分で火災が発生した場合には、火災を早期に覚知しないと適切に初期消火を行うことができず、その結果有床診療所等の部分へ火災が拡大してしまうこととなるため、住宅部分に設置する感知器はより早期の覚知が可能な煙式のものとする。

ただし、居室に設けられる押し入れ等の収納設備については、居室と比較して体積が小さく、当該部分で火災が発生してもすぐに熱や煙が充満すると考えられることから感知器の種別は問わないこととする。

3 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する消防機関へ通報する火災報知設備が令第 23 条の技術上の基準に従い設置されていること。

(解説)

消防機関へ通報する火災報知設備を自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動させることにより、住宅部分、有床診療所等の部分のいずれの部分で火災が発生しても、居住者や入院患者等が手動で消防機関へ通報することなく、自動での通報が可能となる。

- 4 住宅部分（階段及び通路等の共有部分を除く。）の同一階及び上階に住宅部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）が存しないこと。ただし、住宅部分と非住宅部分が同一階の場合で、それぞれの部分が準耐火構造の壁及び床で区画され、その開口部に防火設備（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）が設置されている等、有効に防火措置がされていると認められる場合はこの限りでないこと。

（解説）

住宅部分が、有床診療所等の部分より上階にあり、かつ、1から3の要件を満たしていれば住宅部分で火災が発生した場合も早期に火災の発生が覚知できるとともに、下階へ火災が延焼拡大するまでに居住者や入院患者等の避難が可能となる。

また、住宅部分と有床診療所等の部分が同一階にある場合は、スプリンクラー設備が設置されていない住宅部分で火災が発生した際に、同一階にある有床診療所等の部分に短時間で延焼拡大する可能性が高いため、一定の防火措置が講じられていることを求めるもの。

具体的には、それぞれの部分が準耐火構造の壁や床で区画されていること及び出入口等の開口部に対して防火設備を設置することを必要としている。

開口部に設ける防火設備については、入院患者等が住宅部分に自由に入ることを防ぐため、通常は閉まっているもの（常時閉鎖）を使用していることが多いと思われるが、通常は開いているものを使用する場合は、火災を早期に覚知できる煙感知器の作動と連動して閉鎖するもの（随時閉鎖）を用いなければ、当該開口部を介して火災が拡大する可能性が高くなる。

（その他）

上記1から4までの要件は一例であり、個々の防火対象物の状況に応じて、他の防火措置を講ずることにより、同等の防火安全性能を有していると認められるときは、同様に住宅部分にスプリンクラー設備を設置することを要しないこととすることも考えられること。

（解説）

1から4の要件は特例を適用する際の考え方としての一例という位置付けであり、各消防機関において柔軟な運用が行うことができることを明示するため、個々の防火対象物の状況に応じて、1から4以外の方法であっても同等の防火安全性能を有していると建物を管轄している消防機関が認める場合は、同様に住宅部分へのスプリンクラー設備の設置を免除することが可能であることを示したもの。

別添

消 防 予 第 349 号

平成 27 年 9 月 4 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長

(公印省略)

住宅部分が存する防火対象物におけるスプリンクラー設備の
技術上の基準の特例の適用について (通知)

消防法施行令の一部を改正する政令 (平成 25 年政令第 368 号) 及び消防法施行令の一部を改正する政令 (平成 26 年政令第 333 号) により、これらの政令による改正後の消防法施行令 (昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。) 第 12 条第 1 項第 1 号に掲げる防火対象物については、原則として、面積にかかわらずスプリンクラー設備を設置しなければならないこととされました。

また、「令別表第 1 に掲げる防火対象物の取り扱いについて」 (昭和 50 年 4 月 15 日付け消防予第 41 号、消防安第 41 号) 2 (2) により、防火対象物の一部に一般住宅の用途に供される部分 (以下「住宅部分」という。) が存するもののうち、令別表第 1 (1) 項から (15) 項までに掲げる防火対象物 (以下「令別表対象物」という。) の用途に供される部分の床面積の合計が住宅部分の床面積の合計より大きいものについては、全体を令別表対象物として扱うこととなっております。

これらにより、住宅部分を含めた防火対象物全体に対してスプリンクラー設備等の設置を要する場合がありますが、個々の防火対象物の状況によっては、必ずしも住宅部分にスプリンクラー設備の設置を要しないことも想定されることから、その際の考え方について、下記のとおりとりまとめましたので、令第 32 条を適用する際の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村 (消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。) に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号) 第 37 条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

記

令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物のうち、その一部に住宅部分が存するものであって、次の(1)から(4)に掲げるすべての条件に該当する場合にあっては、住宅部分にスプリンクラー設備を設置することを要しないと考えられること。

なお、次の条件に該当しない場合であっても、個々の防火対象物の状況に応じて、他の防火措置を講ずることにより、同等の防火安全性能を有していると認められるときは、同様に住宅部分にスプリンクラー設備を設置することを要しないこととすることも考えられること。

- (1) 主要構造部が、準耐火構造であること。
- (2) 防火対象物全体に、消火器及び自動火災報知設備が令第10条及び第21条の技術上の基準に従い設置されていること。また、住宅部分の居室（押入れ等の収納設備を除く。）に、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第23条第4項第1号ニに掲げる場所を除き、煙感知器が設置されていること。
- (3) 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する消防機関へ通報する火災報知設備が令第23条の技術上の基準に従い設置されていること。
- (4) 住宅部分（階段及び通路等の共有部分を除く。）の同一階及び上階に住宅部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）が存しないこと。ただし、住宅部分と非住宅部分が同一階の場合で、それぞれの部分が準耐火構造の壁及び床で区画され、その開口部に防火設備（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）が設置されている等、有効に防火措置がされていると認められる場合はこの限りでないこと。

消防庁予防課設備係

担当：近藤、久保田

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533